



契約番号：4

令和4年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づき実施する、集団健診による特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、警察共済組合滋賀県支部ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般財団法人滋賀保健研究センター（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙が委託契約を締結する市町の集団健診に併せて（以下「集団健診」という。）行うものとする。

3 特定健康診査において、乙は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査の実施結果については、乙が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

(対象者)

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、乙において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。



(委託料)

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

(決済)

第8条

任・負:

2 乙

いとし

とする

3 乙

任・負

(再委

第9条

検査機

要」に

おいて

2 前

び第6

関は受

(議定

第10条

(事務

第11

甲及び

2 前

協議す

3 前

(個人

第12

担当者

療・介

定める

ライン

(本)

第13

の結果

(委託料の請求)

第6条 乙は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 乙が特定健康診査の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している乙にて特定健康診査を受診する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、乙が受診者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であつて、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙）に返戻を行うものとする。この場合において、既に乙に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し乙が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

機密性 2

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 乙において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 乙において、被保険者証と特定健康診査受診券を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとした判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて乙に支払うものとする。

3 乙において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において乙が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、乙から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について乙は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第13条 第1条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由

機密性 2

せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(業務等の調査等)

第 14 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

委託者（甲）

警察共済組合滋賀県支部

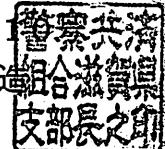
ほか959保険者

契約代表者

警察共済組合滋賀県支部

滋賀県大津市打出浜1番

支部長 鶴代 隆



受託者（乙）

滋賀県保健研究センター

滋賀県大津市水原上町664番地

原 卓



健診等内容表

区分	内容	
特定健康診査※1	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		腹囲
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
		血中脂質検査
	HDL-コレステロール	
LDL-コレステロール※2		
肝機能検査	GOT	
	GPT	
	γ-GTP	
血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA1c	
	随時血糖※3	
尿検査※4	糖	
	蛋白	
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)※5	赤血球数	
	血色素量	
	ヘマトクリット値	
	心電図検査	
	眼底検査	
血清クレアチニン及びeGFR		

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかつた場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

※5 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

特定健康診査※1

※1 とす

別紙

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件
		個別健診	集団健診	
特定健康診査※1	基本的な健診の項目		8,864円	・健診実施後に一括
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査	243円	
		心電図検査	1,430円	
		眼底検査	1,320円	
		血清クレア チニン検査 及びeGFR	122円	

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

歴等の

コレスチ

から 3.5

では、検
查されな
ど支払わ

時に、医

的な情報
の実施後

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

業務の

な手段

人から

的のた

の防止

し、第
に関する
を予め
限りで

実施機
返還し、

集団健診実施市町一覧表

健診・保健指導機関番号 2520700010

健診実施市町名	住所	連絡先
長浜市	長浜市高田町12-34	0749-65-6512
甲賀市	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0650
愛荘町	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-4111
高島市	高島市新旭町北畠565	0740-25-8000
湖南市	湖南市中央一丁目1番地	0748-72-1290

保険者:
 060101
 060102
 060103
 060104
 060105
 060106
 060107
 060108
 060109
 06010A
 06010B
 06010C
 06010D
 06010E
 06010F
 06010G
 06010H
 06010I
 06010J
 06010K
 06010L
 06010M
 06010N
 06010O
 06010P
 06010Q
 06010R
 06010S
 06010T
 06010U
 06010V
 06010W
 06010X
 06010Y
 06010Z
 060201
 060202
 060203
 060204
 060205
 060206
 060207
 060208
 060209
 06020A
 06020B
 06020C
 06020D
 06020E
 06020F
 06020G
 06020H
 06020I
 06020J
 06020K
 06020L
 06020M
 06020N
 06020O
 06020P
 06020Q
 06020R
 06020S
 06020T
 06020U
 06020V
 06020W
 06020X
 06020Y
 06020Z
 060301
 060302
 060303
 060304
 060305
 060306
 060307
 060308
 060309
 06030A
 06030B
 06030C
 06030D
 06030E
 06030F
 06030G
 06030H
 06030I
 06030J
 06030K
 06030L
 06030M
 06030N
 06030O
 06030P
 06030Q
 06030R
 06030S
 06030T
 06030U
 06030V
 06030W
 06030X
 06030Y
 06030Z
 060401
 060402
 060403
 060404
 060405
 060406
 060407
 060408
 060409
 06040A
 06040B
 06040C
 06040D
 06040E
 06040F
 06040G
 06040H
 06040I
 06040J
 06040K
 06040L
 06040M
 06040N
 06040O
 06040P
 06040Q
 06040R
 06040S
 06040T
 06040U
 06040V
 06040W
 06040X
 06040Y
 06040Z
 060501
 060502
 060503
 060504
 060505
 060506
 060507
 060508
 060509
 06050A
 06050B
 06050C
 06050D
 06050E
 06050F
 06050G
 06050H
 06050I
 06050J
 06050K
 06050L
 06050M
 06050N
 06050O
 06050P
 06050Q
 06050R
 06050S
 06050T
 06050U
 06050V
 06050W
 06050X
 06050Y
 06050Z
 060601
 060602
 060603
 060604
 060605
 060606
 060607
 060608
 060609
 06060A
 06060B
 06060C
 06060D
 06060E
 06060F
 06060G
 06060H
 06060I
 06060J
 06060K
 06060L
 06060M
 06060N
 06060O
 06060P
 06060Q
 06060R
 06060S
 06060T
 06060U
 06060V
 06060W
 06060X
 06060Y
 06060Z
 060701
 060702
 060703
 060704
 060705
 060706
 060707
 060708
 060709
 06070A
 06070B
 06070C
 06070D
 06070E
 06070F
 06070G
 06070H
 06070I
 06070J
 06070K
 06070L
 06070M
 06070N
 06070O
 06070P
 06070Q
 06070R
 06070S
 06070T
 06070U
 06070V
 06070W
 06070X
 06070Y
 06070Z

